

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 19 日

学校法人 都築教育学園

理 事 会 御 中

評議員会 御中

監事 前 平 裕 敏 印

監事 竹 山 和 巳 印

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人都築教育学園寄附行為第 14 条の規定に基づき、学校法人都築教育学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況について監査しました。

私たちは監査に当たり、理事の業務執行状況を監査する一方、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人都築教育学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。